

令和 2 年第 2 回庁議提案  審議・報告・その他

提出 日：令和 2 年 4 月 2 8 日

担当部・課：建設部河川港湾課〔内線 5 6 0 8〕

① 件 名	(仮称) 石巻市南浜マリーナの設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的 (理由)	<p>【背景】</p> <p>東日本大震災以前の旧北上川河口部には、約 3 7 0 隻の長期係留船舶が確認されており、震災により、それらが市街地に流出し被害を拡大させたが、今もなお 5 0 隻を越える長期係留船舶が確認されている。</p> <p>現在、地域住民、水面利用者、関係機関等で組織する旧北上川水面利用者協議会において、秩序ある水面利用の維持・増進のためのルール作りと併せ、本市において集約施設 (マリーナ) の整備に取り組んでいる。</p> <p>【目的】</p> <p>旧北上川河口部に長期係留・放置されてきた船舶を集約する施設を整備することで、津波・高潮による市街地への流出、油漏れや水質事故等による環境悪化などを防止し、周辺住民の生活環境を改善するとともに、海と川に面した立地条件を生かし、市民や観光客が海や川の魅力を享受できる、マリンレジャー活動の拠点として活用するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>〔総合計画との整合性 総合計画の位置付：有・<input type="checkbox"/>無〕</p> <p>〔石巻市震災復興基本計画〕</p> <p>第 3 章 施策の展開 施策大綱 3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる</p> <p>4 地域資源を活かす</p>
④ 提案に至るまでの経過 (市民参加の有無とその内容を含む。)	<p>平成 2 4 年 4 月 旧北上川水面利用者協議会設立</p> <p>平成 2 5 年 9 月 第 5 回水面利用者協議会において、国、県、市の役割分担及び整備場所について決定</p> <p>平成 2 9 年 1 0 月 施設整備について船舶所有者にアンケート調査を実施</p> <p>平成 3 0 年 1 1 月 第 1 0 回水面利用者協議会において、施設の整備概要について承認を得る</p> <p>令和 2 年 3 月 第 1 1 回水面利用者協議会 (書面開催) において、運営計画について承認を得る</p>
⑤ 主な内容	<p>1 名称 (仮称) 石巻市南浜マリーナ</p> <p>2 所在 石巻市南浜町一丁目 1 4 3 番 8 号</p> <p>3 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積：約 1 8, 0 0 0 m<sup>2</sup></li> <li>・陸上保管隻数：1 3 0 隻</li> <li>・水面係留隻数：3 0 隻</li> <li>・駐車場：8 3 台</li> <li>・管理棟 (クラブハウス)：鉄骨造 1 階建、延床面積 約 8 5 m<sup>2</sup> (事務室、多目的室、トイレ、シャワー、更衣室)</li> <li>・作業棟 (修理工場)：鉄骨造 1 階建、延床面積 約 1 2 8 m<sup>2</sup></li> <li>・上下架施設 (固定式クレーン)</li> <li>・水面係留施設</li> </ul> <p>※ 敷地面積約 2 4, 0 0 0 m<sup>2</sup>のうち、第一期工事として約 1 8, 0 0 0 m<sup>2</sup>を上記内容で整備し、残り約 6, 0 0 0 m<sup>2</sup> (陸上保管隻数：6 9 隻、駐車場：4 8 台) は、利用状況を踏まえ整備する。</p>

<p>4 運営方法案</p> <p>(1) 管理運営 指定管理者に行わせることができるものとする。</p> <p>(2) 利用料金 別紙のとおり</p> <p>※ 利用料金は、公用又は公益上必要と認めるとき、公共団体等が使用するとき、その他市長が必要と認めるときは減免することができるものとする。</p> <p>※ 詳細は、別途規則で定めるものとする。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p><b>【影響・効果】</b></p> <p>旧北上川河口部に長期係留・放置されてきた船舶が施設に集約されることにより、河川・港湾施設の管理阻害や津波・高潮による市街地流出に伴う被害拡大防止、放置船の沈潜による水質事故や生活自然環境悪化などの防止につながり、周辺住民の生活環境が改善される。</p> <p>また、市民や観光客が海や川の魅力を享受できる、マリンレジャー活動の拠点としての活用が図られる。</p> <p><b>【市財政への負担】</b></p> <p>総事業費：約1,780,000千円</p> <p>指定管理料（一般財源）：26,000千円／年（現時点での概算）</p> <p>※人件費（5名）＋維持管理に係る経費</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和元年 6月 （仮称）石巻市南浜マリーナ本体工事着手</p> <p>2年 6月 市議会第2回定例会に（仮称）石巻市南浜マリーナ条例の制定について提案</p> <p>8月 指定管理者の公募開始</p> <p>10月 指定管理者の選定</p> <p>12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び指定管理料の債務負担行為補正予算について提案</p> <p>3年 3月 （仮称）石巻市南浜マリーナ竣工</p> <p>指定管理者と基本協定締結</p> <p>4月 指定管理者と年度協定締結、指定管理開始</p>
<p>⑨ その他</p>